

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市劍谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
第11号 87/11 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

第三回公開口頭審理報告

七人の熱弁―背景を浮き彫り

救援会事務局

去る十月二十六日午前十時から、第三回公開口頭審理が芦屋市分庁舎大会議室で開かれました。前号でお知らせしてまいりましたように、六名の公開口頭審理も併せて開かれるということで、審理廷には九名の申立人が一同にそろい、会場には初めから熱気があふれていました。

市公平委の審理時間制限などで遅らされていた鈴木先生の冒頭意見陳述から始まり、続いて六名の先生方から二時間かけて陳述が行なわれました。淡々と語る中に、市教委の不当性を厳しく訴える鈴木・吉岡先生。重度障害児との関わりを話しながら、市教委のあまりのデタラメさに時として大声を出して怒る小川先生。微に入り細にわたり県教委での「研修」の話をし、ユーモアたっぷりにオチをしっかりとつけて話する麻田先生と、各人各様にこの半年間で「幸いにも」きたえあげられてきた「成果」を存分に出しての陳述でした。

組合弾圧の下に、「教育改革」に名をかりた「生徒切り捨て」教育が強行されているということが徹底して暴露されたといえます。次回は十一月二十六日(木)午後三時～五時に同じ会場で開かれます。処分者側の不当性を明らかにするため、申立人側で求釈明書を十一月十二日に市公平委に提出しています。

いよいよ本格的な釈明論争に入りますので、多数の方の傍聴を今後ともお願いします。

も／く／じ

| | | |
|-----------------|----------|----|
| 問題の所在を明らかにする | 弁護士 村田 喬 | 2 |
| 特集・冒頭意見陳述 | | |
| 差別教育に負担はできない | 鈴木 紀之 | 2 |
| 死に急がせたもの | 吉岡 治子 | 4 |
| 自主的教育活動への弾圧 | 石橋 幹夫 | 6 |
| コンピュータに使われる日々 | 森村 啓一 | 8 |
| 自問自答の日々 | 浅田 利子 | 9 |
| 生徒と教師の関係を断ち切る強配 | 小川 文夫 | 10 |
| 教育の合理化の実態 | 滝山 昌彦 | 11 |
| 強制配転に関わる第一準備書面 | | 13 |
| 崩れた公正・中立性の神話 | 市民より | 14 |

問題の所在を 明らかにする

弁護士 村田 喬

おききの通りで、私、聞きながら皆さん話が大変うまいので感心しておりました。傍聴の皆様も同じじゃないでしょうか。説得力のある話でした。審理はこれからこの事件の不当性に入っていくわけですが、その前にこの事件の全体の問題がどこにあるのかという点に、各人の先生ごとに話をしてもらおう、全体像を明らかにすることに意見陳述の目的があるわけです。背景をわからせると公平委員に、また傍聴人の方にもわかっていただ

特集・冒頭意見陳述

差別教育に荷担はできない

鈴木 紀之

くという意味もあるわけですが。そういう意味で意見陳述という目的を十二分に達していた意見陳述ではなかったでしょうか。非常に熱意のこもった、今まで教育をやったこと、実績をふまえた、そして先生ごといかなる問題点があるのか、そして配転された先でどういった仕事をしているのか、それによって今回の配転が全く意味のないものであったこと、必要性がない、芦屋高校でやってきた教育をつぶそうとすること、組合活動で弾圧していること、そういったことによる配転にすぎなかったこと、配転の意味が全くないということが非常に明らかにされたのでないでしょうか。配転によって弊害が出てきたということもよくわかったと思います。

処分者側はふてくされて狸寝入りをする奴もおりましたし、慥然とした表情で何も言えずに天井をむいている奴もおりましたが、この事件全体のどういった意味があるのかというところ、何が問題にされているのか、何を問わなければならぬのかといったことが、本日に今日一日の皆さんの意見陳述で十二分に明らかになったと思います。解説などとは全く必要ないと思えます。解説などという意見をもとにこれからどっちが正しいか、どちらが正当性があるのかということについては審理が続いていくわけです。そういった意味で今日の一日をとらえていただければよろしいかと思えます。

冒頭にも在問弁護士が言いましたけれども多くの方々に傍聴していただき、公開の中でいろんな不当性を見つけ出していくということに意味があるわけですね。そういった意味で今後とも皆さんの傍聴をお願いしたいと思います。よろしく願います。

たところにあります。その日、私はいつもの通り登校し、一時間目の授業を済ませて職員室に戻ってきました。そのときちよど水問題を教材としていました。授業計画の二時間目に入るところで、生徒らが毎日口にしている飲料水の水源を辿り、水資源と環境問題をかんがえるという目標でした。その導入のために酒ききならぬ水ききを考えていました。

言うだけです。教育委員会へ行くのと、処分者の席に座っている小林部長、溝田課長らが業務の説明と、言うのにテープレコーダーをおいて待ち受けていたわけです。そして「明日から授業をしてはならぬ。体育館の63高校総体の事務局へいけ」と言うのです。ちなみにテープレコーダーと言うのはカメラと共に彼等が警察ごっこに愛用している小道具であるわけです。

けです。胸をえぐるようなせつなさ、辛さ、情けなさを背負い、それに抗して耐えて生き抜いてきているのです。市芦で教師であるうとするとき、私達は自らの主体を賭けて生徒と繋がるといふことのほかに自らの人間的尊厳も品位も守る道のないことを教えられてきました。教育が存在するということは、授業が解る、ということにも増して、生徒と教師がどれ程深い人間としての繋がりをつくりえ

教育委員会は全国捜しても芦屋市しかないだろうと思えます。権力を手にすればなにをしようと勝手だということです。ただ権力を傘にした居直りをするだけです。「公務の必要性を第一的に考慮した」と言うてます。二十年を越えて市芦で従ってきた教師という仕事を奪い、今まで学んできた生徒との関係を突然断ち切って、それ以上に重要な公務とは何か、私にしても胸踊り、わくわくするではありませんか。

びわこ・淀川を水源とする水、奥池を水源とする水、六甲の湧き水それに芦屋の三八通りの井戸水とのみ比べようと言うわけです。それぞれの水を定温にするための準備に掛かろうとしていたとき、突然校長室に呼びだされ、「人事異動通知書」を手わたされたのです。まったく寝耳に水の話であるわけです。いくら水の授業をしていたとはいえこれでは余りに冗談が過ぎます。校長自身もその日の朝八時三十分

教育という仕事は人が生きるということに四六時中思い悩む仕事であるわけです。市芦の教師はそのため眠れない夜をなんども過ごしてきました。市芦へ来ている生徒やその親の多くは世の中順風満帆で生きてきたわけではないわ

市教委は学年の途中、それも二学期が始まって一か月がたったの突然の転任について、「定例の異動時期であり、通常のことである」と強弁しています。現に授業を持ち、生徒指導の最中にある教師の定例異動時期が十月一日だと言

昨年十月以降の私の「胸踊るわくわくする仕事」というのは、封筒の糊付け、切手張り、会議の机並べとお膳立て、旅館回り、保健所回り、郵便配り、弁当業者の業績調査、シーサイドの高層住宅の上に登って芦屋沖に浮かぶ船の数を数えるといったことであつたわけです。事務局には既に有能な職員もおられて、年度途中の私の異動の必要性などは受け入れ先にとっても無かつたわけです。

命令を受けたと言うのです。「今朝まで異動のことは知らなかった。次に何の仕事をするのかも知らない。教育委員会へ聞いて聞け」と

満帆で生きてきたわけではないわ

定例異動時期が十月一日だと言

不利な処分が私に取つて、市芦で教員という仕事を本意に奪われたことが何よりの不利益であり、その仕事を己れの生きる

く当り前の営みをする中で、その都度、自らに「強配」を課しながらやって来ているのです。この四月から、市芦では32名の教師のうち通常の授業を担当する女の教師は三名となってしまいました。女がいて、男がいて、人間であり、教育です。高校の三年間で、たった三人の女の先生の授業しか受けられないなんて、不幸で損失です。女の教師が生きて仕事をしていく姿こそ、女生徒へのメッセージだと思えます。「当局」は、従順で一見効率のいい教師だけで、「正常化」しようとして失敗したのが四月以降の市芦の現状です。

市芦でやってきたこと

私が、どんなに苦勞してでもやりたかったのは、教師という仕事でした。それが、どんなに心弾むものであったかを最後に伝えて意見陳述をしめくりたいと思います。私が、担任した一七回生が三年生の時、第一回目の滝山、森村、大角さんへの強制配転があり、加えて、女の先生の長瀬、塩谷さんも現校長の前田教頭の存で大阪へ追放されかけ、それを依頼された相手が当事者の知人でもあり、

自主的教育活動への弾圧

石橋 幹夫

今現在、上宮川文化センターで指導員をやっております石橋です。私は今年四月一日市芦市立芦屋高等学校教諭から上宮川文化センターの学力促進学級担当の指導員へ転任処分を受けたわけです。これは昭和四十六年以降進学保障制度を実施し、その中身を支えてきた市芦市立芦屋高等学校の教職員組

合にかけられた昨年九月からの弾圧の一環であると考え、その不当違法であることを申し上げたい。私は昭和五〇年に市芦市立芦屋高等学校の教諭として採用されたわけです。その年は、すでに進学保障制度は実施されてから五年を経ているわけです。その前年に知恵遅れの障害児を進学保障制度で

一名入学させ、私が採用された昭和五〇年には、同じく進学保障制度で三名の知恵遅れ障害児を入学させています。そんなこともあって昭和五〇年度には加配教員として、私も含めて四名の教員が採用されました。そのなかの一人で教科は理科担当ということで採用されました。そんな形ですから、障

害児担当ということになるのではないかと思っていたわけですが、実際には、高校では障害児学級というのはないので、それぞれ、教科が障害児に対して教科の自身の責任を持つという事で、私は採用されたすぐクラス担任に配属されました。

クラス担任を持っていきますと、前回深沢先生が言われました様に、クラスの中には表面的に荒れているとか、低学力で勉強が分からないみたいなかたちで生徒は教室に座っているわけです。そういう表面的な生徒の状態からその裏側に隠れているいろいろな問題、それは部落問題であり在日朝鮮人問題であり障害者の問題であり、そんな問題を生徒から学んでいくわけですが、そんな生徒達を学校にかかっても卒業させるみたいな取り組みをするわけですが、そんな時にその様な問題に気づかされていくみたいなのが、この一年間あったわけですね。又、低学力で勉強が分からないという事で、その四年ぐらいい前にわかる授業をと、生徒から要求され、その事でもって教師は意識変

革を迫られ、授業の中身を点検してきたわけですが、私が採用された時点では、すでに教師は教科書一本やりで教えるというのではなく、教師が自ら手作りの副教材でもって授業を進めていました。理科では以前は理科系進学希望者のみ重点をおいていたが、その時点では既に理科の中で化学だけは三年間一、二、三学年を通じて、進学希望者も就職希望者も全員履修させるようなカリキュラムに組まれていました。その為、化学は特に実験主体の教材で組もうという事で、連日教材研究、予備実験で遅くまで残ってやっていた様に思っています。

元々生徒の間には、化学記号や化学反応式など断片的知識の積み重ねには強い拒絶反応を示し、化学は難しい教科の一つであったが、実験を主体とした授業を展開することで、科学の法則性を実験的につかみそれを新しい場面に適用して考えていく、そんな時の面白さを少しでも与えることが出来ればとやってきた。生徒が「次ぎどんな実験すんねん」と期待されるような授業を組織しようとしたこの一年間やってきた。

今回私と吉岡先生を上宮川文化センターに転任処分した理由として、処分者側は学力促進学級を「自由参加指導方式」から「専任者指導方式」に変える為だと、さらに私については理数系教科の充実指導の為だと言ってきた。本来学力促進学級というのは、市芦市の同和対策部の出先部署である上宮川文化センター（隣保館と児童館の合併施設）の隣保館部分で行なわれている教育事業の一つなわけです。例えば教育事業としては識字学級などもそうです。学力促進学級は小中高の児童生徒を対象とした教育事業なわけです。だからこの事業の主体は市芦市教育委員会ではなくて、あくまでも上宮川文化センターの隣保館部分がその責任をもって行なっている事業なわけです。いまだかつて隣保館側が学力促進学級について「自由参加指導方式」から「専任指導方式」に変えたいとか、理数系教科の充実指導をするんだと言ったことはなかったわけです。だからそのような市芦市教育委員会の一方的な理由でもって転任処分を下すのは非常に不当な処分であるわけです。

それを芦屋市教育委員会の言う「自由参加指導方式」から「専任者指導方式」にかえるというのはつまり現場から切れた教師だけが教科指導すれば良いというのは、芦屋市のすべての教師を部落問題から遠ざけ離してしまおうということとです。芦屋市教育委員会が昭和四十六年以降その中心課題として同和教育を掲げてきたわけですが、それを降ろすんだという事を意図した処分だと思わなければなりません。

だから私と吉岡先生にかけられた処分は、芦屋市立芦屋高等学校の子供を切り教師を切っただけの処分ではなく、芦屋市のすべての教育現場から、この様な教育課題は取り組まなくて良いということを用意したものであると思います。これはまさしく、芦屋市教育委員会の強権的な教師の教育活動に対する介入であると思うわけで、その為に私と吉岡先生が飛ばされたんだと思うわけです。

最後にもう一つ勤務時間の事ですが、今現在勤務時間は昼の二時四十五分から午後八時四十五分。これは学校の学期中の勤務時間です。又夏休みなどになると、午前九時から午後五時の勤務時間に変わります。

組合弾圧がおこる。私がかここでいいたいことは二点あります。一点目は市教委は市民あるいは組合に対して、その方針をかえることを何も言わずに任期中で教育長を更迭し、教育長をかえることによって弾圧を始めて、そして処分。結局この処分の理由をあとから権力的につけ加えていった。そのやりくちが許せません。その処分の総仕上げが私達六人に対する強制配転と、定員内で三三名の受験生を不合格にしたということが一点です。

二点目に、私に対して処分者側からでてきた答弁書ですけれども、図書館を充実させる為に英語科の教職経験が豊かで、英語の学力を有する私を図書館に配置転換したとなってますけれども、実態からいえば大きく違う訳です。まずはじめに増員したというけれども去年も今年も図書館の職員は一五名です。では何がちがうのかといえば、一五名のうち毎日勤務されている二名の六ヶ月更新の臨時採用職員を退職させ、私ともう一名を送りこんだ。だから仕事の上では人数はかわらない。一方、市芦の英語科においては私を配置転換

ます。この様に、非常に変則的な、一日の中でも変則的であり、年間を通して変則的な、二重に変則的な勤務時間を強いられるわけですね。学期ごとに生活のパターン・リズムを変えざるをえない状況です。この度の九名にかけられた

コンピュータに使われる日々

森村 啓一

不服申立人の森村です。私は昨年市立芦屋高等学校教職員組合の副委員長をしております。ちょうど一年前になりますけれども、九月二十九日、突然ここにおられる小林管理部長、瀧田教職員課長他二名が学校にきて、当時の河村委員長と深沢書記長に対して停職一ヶ月の処分を言いわたし、そして十月一日には鈴木先生に対して体育館への強制配転が強行されました。

これは一体何を意味するのかと考えてみますに、私は昭和五〇年四月に芦屋市公立学校の教員に採用されて以来、一二年間市立芦屋高校の教諭として生徒とかかわってきた訳ですけれども、私が採用

したあと、二名の六ヶ月更新の助教諭をあてている。そのうち一名は六十才を超えた人間を継続雇用している。市教委は明らかに矛盾することをここでやっている。図書館は伊勢町に移転して新しく七月に開館しました。

新しくコンピュータによる図書館業務が始まる訳ですけれども職員は非常に不安でした。人員、開館時間をめぐっても当局は誠意ある回答をせず、当初の混乱は開館して三ヶ月になりますけれども、コンピュータが止まらないだけ不思議だという状態です。

私がかここで一番いいたいことは、現在やっている仕事というのはカウンターにすわって、コンピュータをいじくるだけなんです。教職経験が豊かな事も、英語の学力を有することも一切関係がない。あとは返却のしおりを切ったり、督促の電話をかけることぐらいで、教職経験が豊かなことも英語の学力を有することも何ひとつない。

さらにこの点が一番腹がたつわけですけれども、職員が少ないために九月時における超勤時間が六百時間で管理職を除いた二人で割ると一人平均五十時間です。そう

り、身体的負担や家族に対する負担は著しいものになった。この様な勤務形態、勤務時間は芦屋市の条例には何処にも書いてないわけですね、この条例にもない違法な転任処分はこの度の九名にかけられた

された時、芦屋市も一人一人の子供を大切にすること、同和教育が一番大切なんだと、教師は教壇で教えているだけではないんだということを私の採用にあたった市教委の幹部の方から言われました。それが昭和五二年度の末になりますけれども、県教委が方針を転換して、教育にきびしさをという口実で同和教育に対する弾圧が始まりました。それは同和配転教員の削減という形でできまして、芦屋市は新しく浜にできた住宅の水をとめるなど抵抗しました。抵抗したけれども芦屋市も実際子供を切りすてる方向に行く訳です。その時に私はここに

おられる滝山先生、傍聴席におられる大角先生と共に教育委員会に強制配転されました。今回、三人に対する処分が出た時に、私はこれは「市芦つぶし」だと思いましたが。それは私達の組合が単に経済的要求であるとか、福利厚生を求めただけの組合であれば三人に対する処分はなかったと思います。私達の教職員組合が一番大切にしていた事は、生徒達の教育権を守るという事でした。それは私が採用された昭和五〇年頃においては、芦屋市教育委員会も、一人一人の子供を大切にすることが意味においては何ら衝突することはなかった。それがだんだんと県教委をはじめとして市教委もその方向から離れていった時に

いう過重労働をしいられる所にとばしているということとです。これはまさしく私達組合活動家に対する見陳述を終わります。

自問自答の日々

麻田 利子

四月一日に私が芦屋市教育委員会に辞令をもらうまでに何の通知も協議も無かった。その場で指導員を命ず、学校教育課勤務を命ずる。また辞令とは別に私にだけに兵庫県教育委員会事務局にいつてもらいいますと言われた。啞然とすると私や皆を無視し事務的に辞令式は行なわれ、式のなかでは「人事異動に人権問題は関係ありません」と傲然たる態度で言い切った。同日午後、県教委に行き各課を回り「芦屋市から研修でこられている麻田利子指導主事です。高体連を担当してもらいます」と紹介された。仕事の内容はアルバイトの事務職員から引き継いで下さいと説明を受けた。アルバイトの事務職員の説明によると、私の仕事は高体連（高等学校体育連盟）の旅費計算・会場の予約・高等学校関係の新聞切り抜き・納帳の書き方、

この間、私が疑問に思っていることは、六三年全国高校総体で忙しかつたから県へ行ってもらいますと市教委は言うけれども、何故芦屋市職員が任意団体である高体連の事務を取らなければならぬのか？芦屋市だけが何故応援を出さなければならぬのか？これ（アルバイトの仕事）が教諭の経験を生かすことができる仕事なのか？過員解消の異動というけれども合理的な理由が私にたいして何なのか？分からない事だらけの辞令を引きずりながら、今日も満員電車に乗りながら自問自答を繰り返しています。

報復以外の何ものでもないという事を言いたい。以上で私の意見陳述を終わります。

生徒と教師の関係を断ち切る強配

小川 文夫

今年四月一日、強制配転処分を受け、指導部学校教育課に配置転換され、現在、芦屋市の重度肢体不自由児施設である「みどり学級」に勤務する不服申立人の小川です。私は一九七六年一月の年度途中に市立芦屋高校の教諭として採用されました。

採用されるにあたって、校長と一緒に、教育長ほか何人かの人達に面接を受けました。その時、教育長から「市芦は大変な学校だががんばってやってほしい。骨を埋めるつもりで勤めてほしい」と言われたことを今でも鮮明に覚えております。骨を埋めるとまではいかなかったも、十二年近く市芦に勤めてきた中で、市芦をやめる時は教師をやめる時だという思い定め方をして今日に到っています。そのような思い定め方をしない限り勤め続けてこれなかったというのが正直なところです。それはやはり市芦というところが、教師にと

っても生徒にとってもしんどい大変な学校であるからだと思います。十五、六の子供が、それこそ社会総体の諸矛盾をかかえもち、何とか高校だけはという熱い親の思いを背にやっとなどついた学校が市芦であるわけです。被差別部落出身生徒、在日朝鮮人生徒、沖縄出身生徒、障害児生徒、また奨学金を取得することでしか高校へ通えない生徒たちが多数在籍しているわけです。そのような生徒たちのかかえる諸問題を抜きにして、見すごしては市芦の教育は成立しえないし語れないわけです。

通り一べんの世間にある高校の教師と生徒という図では計りきれないものがあります。一人一人の生徒の生活実態を見据え、それこそ魂と魂の出会いの中で深い絆で結ばれたところでしか、教師と生徒という関係が成立しえないのです。授業一つでもそのような深い絆、信頼関係の中でやっとなど成立すると

教育は成立しえないし、社会科の非常勤講師でいえば四月以降二人も人が変わっています。中には一週間もたないうちにやめていった講師もいます。授業など成立するはずがないし、学校が混乱し、生徒も落ち着かないのは当り前の話です。これだけをとってみても今回の配転処分が不合理かつ意味のないすべてで不当なものであることは明々白々な事実であります。

私は現在、芦屋市の肢体不自由児施設である市立みどり学級に勤務しています。この学級には現在五才の幼児から三才の成人までの生徒が在籍しています。私はこの学級の乳幼児担当指導員として派遣されています。処分者側の書面によりますと、私はこの学級の成人一五才以上の生徒を担当すると言っていますが、現実には五才から十才までの幼児および小学生を担当しています。仕事内容は、一日のすべてが障害児の機能訓練に従事しています。パターンニングとマッサージをやったり、立位の介助であったり給食の介助であるわけです。

から三才)を受け入れるべく乳児担当の職員の派遣を過去何年間にわたり要求し続けていたと聞きまます。だからみどり学級に勤務する職員は、四月に新しい職員が派遣されると聞いた時、それが高校の教師であると知って驚きの声をあげたと言っています。当り前の話です。保母でもなければ、ましてや理学療法士、作業療法士でもない何の資格も経験もない高校の教師が、きたのですから、みどり学級の職員にすれば驚きを通りこしてあきれかえったというのも無理のない話です。

みどり学級は重度の肢体不自由児(者)が在籍している施設です。重度の脳障害をもった乳児に対して、一介の高校の教師に何をせよというのでしょうか。このような人事異動こそ無責任極まりないものです。少なくとも、重度の脳障害をもった乳幼児を受け入れている施設にあつては、理学療法士、保母などの専門の職員が必ず配置されているのです。みどり学級が、今回の強制配置のただ単なる受け皿として利用されただけなのです。

四月以降みどり学級に勤務する

中で次のようなことがありました。乳児二人が入級するにあたり、私が担当せよという話がありました。私は「自分は乳児を担当する経験も資格もない。ましてや重度の脳障害をもつ乳児を担当するなどという無責任なことではできない」と拒否しました。そのことを市教育委員会の障害児担当係長山本指導主事に抗議し伝えたところ、彼は「見よう見まねでやってもらったらよろしい。母親に教えてもらってやっとなど下さい」と答えました。怒りを通りこしてあきれられるばかりでした。障害児(者)、またこのような重度の障害をかかえた子供を持つ親をこれほど馬鹿にした話はありません。

教育の合理化の実態

滝山 昌彦

私は一九七三年四月に、「芦屋市公立学校教員に採用」との辞令を芦屋市教育委員会から交付され、市芦の社会科教師として働いてきました。

私が採用された前年、一九七二年に市教委が『同和教育白書』を出していますが、その中で市教育行政の課題などが明確に示されているので紹介します。「希望者の全員が公立高校入学を保障するため、児童・生徒の学習権と、そ

の体制を確立する」、「学習不振の児童・生徒に対し、その学習権を保障し学力を高め生存権を確立する」などを掲げ、教育行政の責任として、次のように書いている。「目の前には、差別の結果、学習権をいちぢるしく侵害され、高校教育から切捨てられようとしていく子どもがいるのである。教育の担当者(教育行政・教師)は、この子どもたちにどう責任をとっていくのかという点で考えたとき、まさに、被差別下の生徒に焦点

をあてることで、「人間尊重の教育へ」と歩み出した頃に私は市芦教師として採用されたのです。そしてその教育方針はその後変わらないうまく掲げられてきたことが芦屋教育の誇りです。あつた筈なのです。

私は市芦の組合で、生徒の教育確保を全力をあげて取り組んできました。とりわけ就学保障に関して、奨学金制度改善・奨学生指導に取り組んできました。奨学生切捨ての市教委と厳しく闘争をする中で、いわば報復人事として一九八〇年に他の二名の教師（大角森村）と共に、今回と同じ社会教育文化課に強配されました。理由も同じで「博物館学芸員資格を有する」と「文化財保護事務が多忙」というものです。

芦屋市行政というのは奇妙で、私を強配する時に限って文化財行政が忙しくなるらしいのですが、七年前は市教委自身が「公務上の必要性」がないと認め、一年後に三名とも市芦に復職しているのです。それをまた同じ理由で同じ所に強配したのです。私を文化財係として配置したことで「行政組織が充実した」と主張していますが、

私を強配するために昨年までいた行政能力のある係長を他に配転させているのです。いくら市教委の隣がビリヤードだからといって、タマツキ人事は困るんです。教育への不当介入であると同時に、市文化財行政を不当配転の受け皿としてしかみていないという不当な措置であるわけです。

では、なぜそこまでして組合を弾圧し、多数の教師を強配したのか、そのことについては「市芦教育改革」の実態をみれば明白です。

「教育改革」の実態

今年二月の市芦入試において、定員内にもかかわらず三十三名もの生徒を不合格にしました。被差別下の生徒を狙って切り捨てたのです。そして、教師の「過員」というのを意図的に作り出すための「職員定数条例改正」を強行し、教師の強制配転を行い組合つぶしを図ってきたのです。今年四月、校務分掌については校長任命主任制が始めて導入され、非組合員を部長・主任に任命し、教員免許をもたぬ実習助手（非組合員）を生徒指導部長にさせるなどという、

他に例をみない組合対策・生徒管理の分掌配置を強行しました。また、他の県立校のカリキュラムをそのまま市芦にあてはめ、大巾な選択制を導入したのですが、七名の正教員を強配したため、十名余の時間講師を雇うという有様です。クラスの解体は生徒をバラバラにさせ、学習意欲を奪っているのです。そして、ついには、親子の生存をかけた就職保障のとりくみをもつぶされて、いまだ入社試験を受けさせてもらえない生徒が多数いるのです。

一方、「新市市芦の第一期生」として大々的に迎え入れられた新一年生は、「教育改革」による「充実感」など味わっているのでしょうか。九月から英・数の教科で、点数により「基礎」と「発展」の二コースにわけた「能力別学級編成」が実施され、処分者側は「一人一人の力がのびされる」と言いますが、現実には「基礎」の生徒は学習意欲を奪われ、「発展」の生徒は、形だけの早い授業進度の中で「わからない授業」にすわらせているのです。

さらに、「教育改革」の目玉として雇われた英会話外人講師も、

強制配転にかかわる

第一準備書面

昭和六十二年一〇月一三日

芦屋市公平委員会

委員長 佐藤貞晴 殿

処分者主任代理人 倭 正市

代理人 寺内則雄

昭和六十二年七月三〇日付不服申立人反論書について下記のとおり答弁します。なお、下記記載以外の事実については、処分者の従前の主張に反するものはすべて否認ないし争う。

記

一、第一項について

一 昭和六十二年三月二〇日可決の「芦屋市職員定数条例」の一部改正について芦屋市議会審議はズサンであるとの主張は、市議会の条例制定過程を非難するものであって、処分者は制定された条例の下で行政を行なう責務を有するのであるから、同主張は本件人事異動とは全く無関係、筋違いのものであって、主張自体失当である。

二 「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員の標準等に関する法律」（以下、「定数標準法」という）の立法趣旨は、労働基準法第一条、建築基準法第一条記

この市教委側の第一準備書面は、強制配転での申立人の「反論書」に対する回答です。ここに掲載したものは、六人の教師に共通した部分です。しかも、重要な争点の一つとなるところで、なお、六人の「反論書」は第8号（八七/八号）に既に掲載しております。対照してお読み下さい。

載の文言の体裁との対比においても明らかに、あくまでも教職員定数の「標準」を定めるものであって、最低限の「基準」を定めるものではない。

因みに芦屋市では昭和六十二年五月一日現在、一学級の生徒の数を三五人として「校長及び教員」の数を算出して三二人の教員（三人の助教諭を含む）を配置しているが、この数は、定数標準法第六條に規定する一学級の生徒を四五人として算出した「標準」定数二八人を大中に超えている。なお、今回の改正前の芦屋市職員定数条例第二条では、高等学校の校長および教員五七人と規定されていたが、この定数は、現に高等学校に勤務する校長および教員（四〇人）休職者一名を含み助教諭三人を除く）のほか事務局に勤務する指導主事一七名を含んだものである。このように、定数条例上の職員数は、定数標準法にいう「標準」定数とは異なって助教諭を含んでいない訳であるから、条例上の定員数をも満たしていないとの申立人の主張は誤りである。いずれにし

ても、芦屋市職員定数条例の一部改正によって、過員が生じたので、地方公務員法第二八条第一項第四号の規定による免職を避けるため、できるだけ教科間のバランス、適材を考慮して人事異動を行なったもので、本件人事異動に何ら違法な点は存しない。

三 時間講師は、昭和六十二年度より、教科の選択が導入され、多種多様の授業（英会話、コンピュータ）が行なわれるようになり、教科別の教員のアンバランスを是正するために採用されたものであって何ら違法な点はない。なお、各人の持ち時間も過当り二時間から一〇時間余と様々なである。

二、第二項について

芦屋市立芦屋高等学校において、「持ち上がり」が必ずしも、制度として確立されている訳でもないし、処分者は、制度自体を前提事実として本件人事異動がなされたということを主張しているものではない。本件人事異動は、持ち上がりで担当してきた生徒が卒業したことつまり、

これまで三年間担任して来た生徒が卒業という区切りをむかえたということ、配置換えの一つの理由としてあげているにすぎないのである。

当てる結果、担任をはずさざるを得なくなつたということにしかすぎないのである。なお、上記二名のうち一名が、執行委員に就任したのは、配置換えの行なわれた後である同年五月である。

動基準に設けること自体不当であると主張するが、県・市交流、他市交流の人事異動もあるので、他高校への人事異動は考えられないとの主張自体失当といふべきである。

崩れた公正・中立性の神話

市民より

商業新聞の記事にいちいち怒ってはいきりが無い程にひどい。実名報道しかりです。気にしかけていたらストレスがたまるばかりです。しかし、そうそう黙ってばかりおれない記事もあります。

に近づけています。「客観的」に事象を読者に伝えるという姿勢をかくれみのにしながら、作為の現実に遭遇し、苦悶している人々との距離を広げ、そこで傷つきたおれてゆく人々の上に更地を敷き詰

たその上に、それら「現実」を受け入れる学校の画立を望むという。そのことは、市教委が教育の合理案として強行してきた「教育改革」そのものではないか。

様々なデマ、中傷に包囲されて市芦があることをあらためて感じよう。活動日誌へ抜粋

毎日新聞、阪神版に「教育戦争」のタイトルで市芦関係のルポが連載されてきました。当然みなさんもお読みだと思えます。記事内容からすると、市教委・校長・そして先生方からも聞きとり編集したものだと推測します。

その連載では、さも市教委・校長と組合の言い分を載せ、バランスをとっているかのように見せています。しかし、このバランスの取り方が、記者の位置を「神

に近づけています。「客観的」に事象を読者に伝えるという姿勢をかくれみのにしながら、作為の現実に遭遇し、苦悶している人々との距離を広げ、そこで傷つきたおれてゆく人々の上に更地を敷き詰

たその上に、それら「現実」を受け入れる学校の画立を望むという。そのことは、市教委が教育の合理案として強行してきた「教育改革」そのものではないか。

活動日誌 へ抜粋

- 10・13 処分者側第一準備書面(六人の反論書への再答弁)を市公平委に提出。教育共闘会議。
- 17 西阪神支部教研参加。
- 20 精中分会と分会交流会。
- 21 芦屋「反行革」集会参加。教育共闘会議。
- 23 法対会議。
- 26 第三回公開口頭審理(七人冒頭陳述)
- 29 救援会通信No.10発送
- 30 狭山差別裁判糾弾。「教育改
- 革」反対集会参加。
- 31 法対会議。
- 11・3 反失業団結まつり参加
- 5 部落研が校長交渉
- 7 兵高教組本部教研、「芦屋市教育行政を撃つ」を報告。校長が人事方針を一方的に発表「新卒三年以上」「十年以上は特に配慮」
- 9 法対会議
- 12 申立人側(六人)求釈明書を市公平委に提出。

年末カンパのお願い

1987. 11. 27 救援会事務局

● この11月下旬頃から右翼が連日市芦におしかけ、組合員に対して脅迫めいた行動をおこし、そして11月26日の公平委員会審理に出席する我々に対しても妨害行動をとってきました。右翼宣伝カーの街宣、警官・市幹部職員が多数警備するという異常な状態で審理がひらかれました。処分者側は「求釈明」に対して「文書で回答した」と、口頭公開審理の原則をも踏みにじろうとし、公平委員からも注意されるというあり様でした。多数の傍聴者からするどいヤジがとびかう楽しい審理でした。次回も楽しみです。

● さて、昨年9月末の処分以来、各地の多くの方々から多額のカンパをいただいております。ここにあらためて、お礼を申し上げます。

今後、処分の背景を明らかにしていくための膨大な書面の作成、その証拠書類のコピーなど各種の審理資料代と、新たな情宣活動のためのビラ・パンフ等の印刷代等の費用が増加していきます。会費による運営・物品販売等の活動とあわせて、どうしてもカンパ要請が必要になっていきます。今後の救援会活動をより充実させていくためにも、この年末のカンパをよろしくお願い申し上げます。同封の振替用紙をご利用いただければ幸いです。あわせて、会員増加の活動についてもよろしくお願い申し上げます。

● 次回の公開口頭審理は 1月16日(土) 10時～12時

公平委員会は我々の傍聴人数枠を減らそうとしています。多数の方々の傍聴参加を要請します。強制配転の求釈明です。